

I. 重要な会計方針

1. 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

有形固定資産等の評価は原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは原則として再調達原価としております。

2. 有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産（事業用資産、インフラ資産）

定額法を採用しております。

②無形固定資産

定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準及び算定方法

①賞与引当金

翌年度 6 月支給予定の期末・勤勉手当のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上しております。

②退職給付引当金

本年度末に特別職を含む全職員（本年度末退職者を除く）が普通退職した場合の退職手当要支給額を計上しております。

4. 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（3 ヶ月以内の短期投資等）を資金の範囲としております。

このうち現金同等物は、短期投資の他、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いも含んでおります。

5. 採用した消費税等の会計処理

税込方式によっております。

II. 重要な会計方針の変更等

1. 会計方針の変更

総務省「新地方公会計の推進に関する研究会」報告の「新統一的な基準」との比較可能性をはかるため、開始時において、道路、河川及び水路の敷地については、再調達価格としてきましたが、当時において取得原価が判明するものは取得原価、取得原価が不明なものは備忘価格 1 円に訂正しております。

III. 追加情報

1. 連結対象団体（連結会計）の一覧

団体（会計）名	区分	連結の方法	比例連結割合
千葉県市町村総合事務組合 （退職手当事業会計）	退職手当組合	みなし連結	—

連結の方法は次のとおりです。

- ① 退職手当組合は、連結財務書類の貸借対照表に当該団体の持分相当の退職手当にかかる基金及び退職手当準備金を計上して退職手当組合を連結したものとみなしています。

2. 出納整理期間について

財務書類の作成基準日は、会計年度末（3月31日）ですが、出納整理期間中の現金の受け払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としております。（地方自治法235条の5「普通地方公共団体の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する」）